

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 東 谷 伸 治

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第11号 鳴門市暴力団排除条例の制定について」ほか議案5件であります。

当委員会は、去る2月28日及び3月6日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第11号 鳴門市暴力団排除条例の制定について」であります。暴力団の排除に関し、基本理念を定め、暴力団の排除に関する必要事項を定めた条例の制定を行うものであります。

対象となるのは、事務所を設置している暴力団だけなのかとの質疑があり、事務所を設置している暴力団だけでなく、暴力団員等も対象となっているとの説明を受けました。

また、暴力団員に該当するのかを判断する市としての基準はあるのかとの質疑があり、市としての基準は無く、警察に確認をすることになるとの説明を受けました。

条例中の定義である暴力団員等には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者も含まれており、暴力団員に該当すると認められることは影響が非常に大きいことから、市としても、暴力団員に該当するのかを判断する基準を持つ必要があるのではとの意見がありました。

また、第10条において、「市民等は、暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。」とあるが暴力団員と密接な関係を有する者には、その家族も該当すると思うが、誰が「暴力団の威力を利用する目的又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的」であるのかどうかを判断するのかとの質疑があり、現在、特定の個人は暴力団員として公表されていないと考えており、市民等から暴力団の排除に資すると認められる情報提供がなされた場合に、「暴力団員に該当している」、「条例に抵触している」などの判断については警察が行い、それを受けて条例に則り対処することになるとの説明を受けました。

また、市民等が勘違い、情報提供をした場合に、本人はもちろん、その家族

に対しても相当の影響が出ることから、取り扱いを慎重にしなければ、憲法で認められている基本的人権の尊重にも関わってくるのではとの質疑があり、市民等から情報提供があった場合に、「暴力団員ではない」、「警察と協議の上で暴力団員に該当しない」となった時には、人権に係る問題が発生しないように、情報提供を頂いた市民等に丁寧に回答していくことで、この条例の推進を図っていききたいとの説明を受けました。

また、市民等から情報提供を受けるのであれば、相談窓口の設置や、広報紙、市公式ウェブサイトでの周知広報が必要となるのではとの質疑があり、相談窓口の設置や広報紙等での周知を行いたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第12号 鳴門市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

この度の条例改正は法律の改正によるもので異議はないが、改正された法律はいわゆるデジタル手続法といわれるものであり、この法律自体には、マイナンバー制度を利用した情報集約化が盛り込まれており、非常に危険な状況が広がるという懸念を持っているとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第13号 鳴門市特別職指定条例の一部改正について」であります。政策監の設置を令和3年6月までと規定している時限規定を削除し、任期を規定する改正を行うものであります。

任期を2年とした理由について質疑があり、県内の政策監を指定している自治体では2年としている場合が多いことと、副市長等は、4年となっているが、より短い任用期間とすることで、その時代の情勢に応じた適切な人選が出来るように2年としたとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第14号 鳴門市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」であります。令和2年4月より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

会計年度任用職員の宣誓書は各所属で作成し署名をすることになるのかとの質疑があり、今年度までの臨時的任用職員、嘱託員については、各所属で宣誓書ではなく誓約書として作成したものに署名し提出していたが、会計年度任用職員の宣誓書については、人事課で統一的なものを作成し、それに署名して提

出することを想定しており、内容については、正規職員に準じたものになると考えているとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第15号 鳴門市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」であります。潜水作業に従事した消防職員に対し特殊勤務手当を支給する改正を行うものであります。

業務の内容について質疑があり、海難事故が発生した場合における、行方不明者の捜索や、車両が水没した時に、車中にいる方を救助するなどの業務が想定されるとの説明を受けました。

また、潜水器具の保有状況について質疑があり、現在、潜水業務に関する隊員が16名おり、16名分の潜水器具が常備されているとの説明を受けました。

また、潜水作業が1時間あたり310円とされている根拠について質疑があり、人事院規則では、異常圧力内作業手当という種類の手当があり、潜水器具を着用して、潜水業務に従事する作業で、20メートルまでの潜水深度で1時間あたり310円と定められており、県内でも、310円と定めている自治体があるとの説明を受けました。

危険な作業であることから、隊員のメンタルケアをしっかりとお願いしたいとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第16号 鳴門市学校給食共同調理場条例の一部改正について」であります。鳴門市大麻学校給食センターの閉鎖に伴い、共同調理場から鳴門市大麻学校給食センターを削除する改正を行うものであります。

鳴門市大麻学校給食センターの廃止後の利活用について質疑があり、現時点では、具体的に決まっていないが、まずは、市が利活用することを検討することになるとの説明を受けました。

また、利活用は、慎重に検討し、改修等にあまり費用がかからないようにすべきではとの意見がありました。

また、直近の2年度で食洗機・食缶洗浄機のオーバーホールに約3,000万円を支出しているがこの機械についてはどうなるのかとの質疑があり、鳴門市学校給食センターで使用している食器などに対応した規格ではないことから使用の予定はないとの説明を受けました。

さらに、計画性のない再編は問題であり、約3,000万円もかけてオーバーホールをした機械を2年程度で使用しなくなることを、生徒や保護者に対して説明をしたのかとの質疑があり、保護者等説明会で、その件については説明

していないが、統合及び民間委託を行う理由や経緯については説明したとの説明を受けました。

また、機械のオーバーホールに多大な費用をかけながら、短期間で鳴門市大麻学校給食センターを廃止することは理解に苦しむとの意見がありました。

安全・安心な学校給食を提供するためには必要な支出であったと考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。